

	国名	原賠制度を規定する法律	無過失責任・責任集中	求償権 ※2		
				第三者の故意	契約締結	重大な過失・欠陥
	日本	「原子力損害の賠償に関する法律」	○ 3条1,4条1	○ 5条1	○ 5条2	×
近隣諸国	韓国	「原子力損害賠償法」	○ 3条1,3	○ 4条1	○ 4条2	○ 4条1
	中国	国务院の回答（該当する法律なし）	○ 2項	○ 9項	○ 9項	×
	台湾	「核子損害賠償法」	○ 11条,23条	○ 22条	○ 22条	×
原子力既設国	インド	「原子力損害に関する民事責任法」	○ 4条4	○ 17条c	○ 17条a	○ 17条b
	ロシア	「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」	○ 54条,53条	（ウィーン条約10条bにて○）	（ウィーン条約10条aにて○）	（ウィーン条約10条にて×）
	フランス	「原子力分野における民事責任に関する法律」（条約を直接適用する制度）	○ パリ条約 3条,6条ab	○ パリ条約 6条(f)(i)	○ パリ条約 6条(f)(ii)	×
	ドイツ	「原子力の平和利用およびその危険に対する防護に関する法律」（原子力法）	○ 25条1	○ 25条1	○ 25条1	×
	米国	「原子力法」（原子力法170条の改正法を“ブライアンダーソン法”と呼ぶ）	○※1 11条j, 170条n(1), 11条w, 170条a,n	○※1 170条n(1)	— （CSCに規定有）	×
	スイス	「原子力損害の第三者責任に関する法律（LRCN）」	○ 3条1,6	○ 6条a	○ 6条c	×
	イギリス	「原子力施設法」	○ 7条(1),12条(1)b	○ 12条(3A)a	○ 12条(3A)b	×
新規導入国	ベトナム	「原子力法」	○ 87条	—	—	—
	ポーランド	「原子力法」	○ 101条1	（改正ウィーン条約10条bにて○）	（改正ウィーン条約10条aにて○）	（改正ウィーン条約10条にて×）
	マレーシア	「原子力エネルギー免許法」	○ 43条,45条1,45条2	○ 47条(1)(b)	○ 47条(1)(a)	×
	インドネシア	「原子力エネルギー法」	○ 28条	○ 33条2	—	—

※1 米国は無過失責任・責任集中と同様の仕組みを抗弁権の放棄等により作っている。

※2 ○求償権あり、×求償権なし、—規定なし

第三者の故意……第三者の故意により原子力事故が発生した場合にその者に求償する権利

契約締結……原子力事業者が他の者との契約に基づいて求償する権利

重大な過失・欠陥……製品や役務の重大な過失や欠陥が事故原因となった場合に、原子力事業者がその提供者に求償する権利